

## 6.福祉制度など

### 障害者総合支援法について

平成 18 年 4 月に障害者自立支援法が施行されたことにより、どの障害の人も共通のサービスを地域において受けられるようになりました。そして、平成 25 年 4 月 1 日から、障害者自立支援法が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」に変わりました。

サービスを利用する障害者は、申請に基づいて決定された受給者証により、サービスの提供事業者・施設との間で、直接契約を行い、サービスを利用します。利用者は、事業者・施設に対して原則としてサービス利用料の 1 割を自己負担額として、所得に応じて決められた月額負担上限額に到達するまで支払います。

ここでは、障害者総合支援法のサービス体系と、手続きの流れについてや、その他福祉制度について説明しています。P13～15「2.日中活動の場」・P27～38「3.生活するところ」は、障害者総合支援法内の障害福祉サービスです。

### 障害者総合支援法に基づくサービス体系について

### サービス事業内容について

### 障害者総合支援法による障害福祉サービスの手続きの流れについて

### その他

### 障害者総合支援法以外の福祉サービスについて

## 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」 （障害者総合支援法）に基づくサービス体系について

障害福祉サービスの内容      手続きの流れについては、P48 を参照ください。

以下の障害福祉サービスを利用する際には、サービスを利用するための計画（サービス等利用計画）の作成が必要となります。詳しくは、申請時ご案内いたします。

給付の種類	サービスの名称	内 容
介護給付	居宅介護（P47）	自宅で、調理、洗濯及び掃除などの家事、生活等に関する相談・助言等の援助。
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者等で常に介護を必要とする人に自宅での介護、外出時の移動支援などを総合的にを行います。
	行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動する時に、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
	重度障害者等包括支援	介護の必要性がとてもし高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。
	短期入所	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で入浴、排泄、食事の介護等を行います。
	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。
	生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排泄、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。
	施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴排泄、食事の介護等を行います。
訓練等給付	自立訓練 （機能訓練/生活訓練）	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労移行支援	一般企業などへの就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労継続支援 （A型、B型）	一般企業での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	共同生活援助 （グループホーム）	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。 <u>旧ケアホームは、平成26年4月1日から、グループホーム一体型となりました。</u> <b>障害支援区分をご希望の場合、障害支援区分認定が必要です。</b>

### 計画相談支援事業      障害福祉サービスを利用する際にご案内いたします。

障害福祉サービスを申請するすべての方が、サービス等利用計画の作成が必要となりました。指定特定・（障害児）相談支援事業所が、ご本人に合ったサービス等利用計画案を作成し、支給決定後に、サービス事業者等との連絡調整等を行います。また、支給決定されたサービス等の利用状況の検証（モニタリング）も定期的に行います。

### 八王子市地域生活支援事業の内容

八王子市で実施している事業です。精神障害の方の対象事業のみ掲載しています。

地域生活 支援事業	移動支援事業 （p47）	障害がゆえに一人で外出できない方に対し、社会通念上必要不可欠な外出及び余暇活動等の外出時における移動支援を実施します。
	日中一時支援事業 （p47）	保護者等の疾病・事故・冠婚葬祭等により、一時的に家庭での介護が困難になった対象者を指定施設で保護します。

## 居宅介護事業(ホームヘルプサービス)

内容	自立と社会参加が促進されることを目的として、ホームヘルプサービス事業を実施しています。ホームヘルパーの支援は、日常生活の生活能力を向上させる視点で、自発的かつ適切に家事等が出来るように促し、共同で実践することです。
対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・八王子市内在住</li> <li>・精神手帳又は精神疾患を事由とする障害年金、特別障害給付金を受けている、または自立支援医療(精神通院)を受けているなど</li> <li>・定期的な受診ができ、服薬ができています方(病状が安定されている方)</li> <li>・65歳未満(65歳以上及び40歳以上特定疾病対象者で介護保険適用の方は除く)</li> </ul>
サービス内容	家事に関すること：部屋の掃除、整理整頓、衣類の洗濯、調理等
利用者負担	利用者本人の属する世帯の収入に応じて、それぞれ月額限度額が決定します。
申請・相談先	八王子市役所 1 階 障害者福祉課 TEL：042-620-7366 窓口相談・申請は予約制となっております。

## 移動支援事業(八王子市地域生活支援事業)

内容	社会通念上必要不可欠な外出及び余暇活動等の外出時における移動支援を実施します。 (原則、定期的な通学・通勤などは認められません)
対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・八王子市内在住で満15歳以上の方。</li> <li>・精神手帳又は精神疾患を事由とする障害年金、特別障害給付金を受けている、又は自立支援医療(精神通院)を受けている等</li> </ul>
サービス内容	社会生活上必要不可欠な外出、社会参加、または外出のための移動支援です。(月30時間上限)
利用者負担	所得に応じて利用者負担があります。付き添うヘルパーにかかる交通費は実費となります。
申請・相談先	八王子市役所 1 階 障害者福祉課 TEL：042-620-7366 窓口相談・申請は予約制となっております。

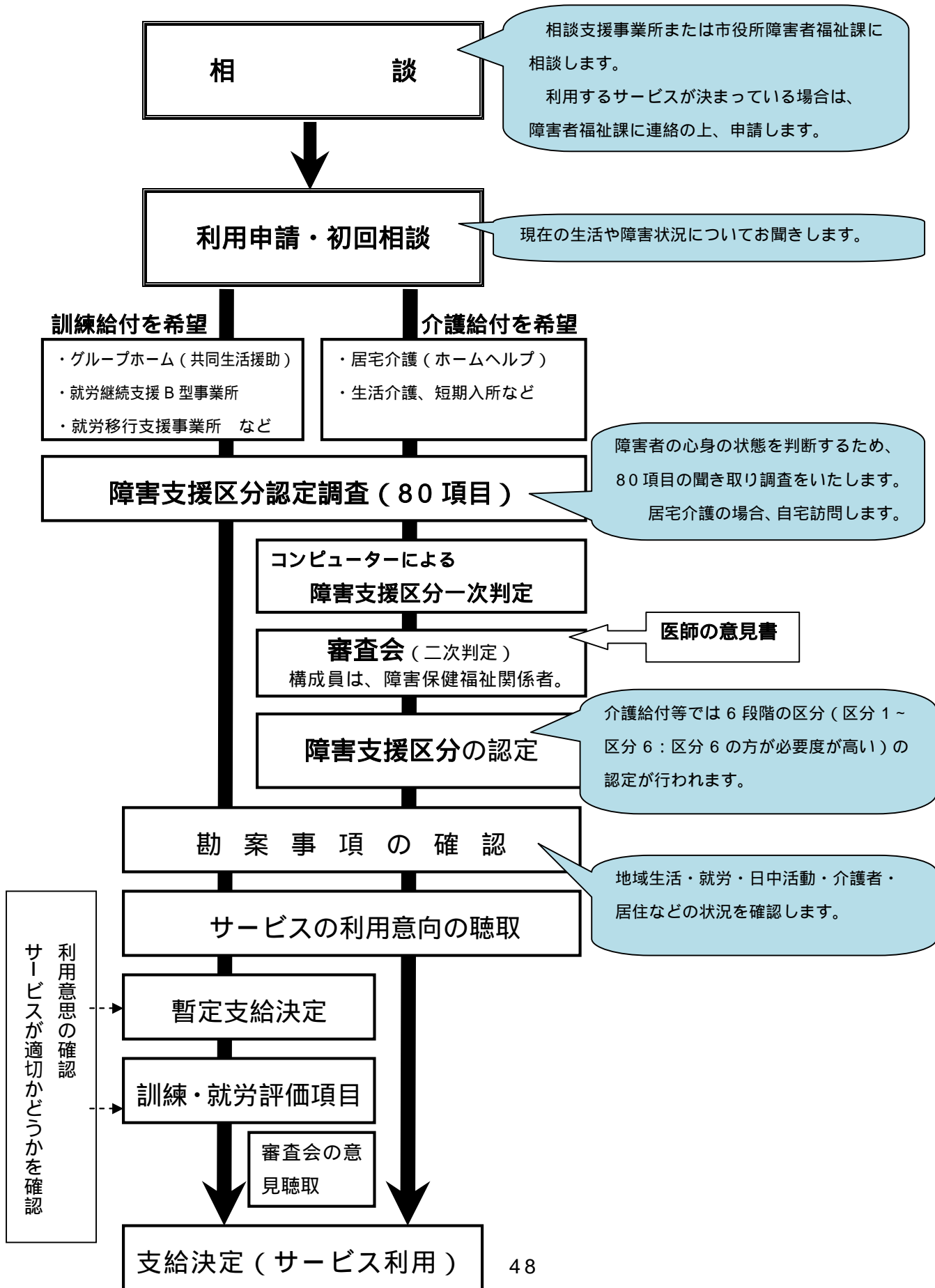
## 日中一時支援事業(八王子市地域生活支援事業)

内容	指定施設で、一時的に保護します(日中利用のみ)
対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・八王子市内在住。</li> <li>・医師又は臨床心理士等の有資格者の診断書等で発達障害と判定されている方 (65歳以上及び40歳以上特定疾病対象者で介護保険適用の方は除く)</li> </ul>
サービス内容	保護者等の疾病・事故・冠婚葬祭等により、一時的に家庭での介護が困難になった対象者を指定施設で保護します。(月56時間以内)
利用者負担	所得に応じて利用者負担があります。
申請・相談先	八王子市役所 1 階 障害者福祉課 TEL：042-620-7366 窓口相談・申請は予約制となっております。

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）  
による障害福祉サービスの手続きの流れについて

障害者総合支援法に基づく事業所（グループホーム、就労継続支援 B 型、ホームヘルプサービスなど）を利用する場合は、障害福祉サービス受給者証が必要です。

障害者の福祉サービスの必要性を総合的に判断するため、次のようなプロセスですすめられます。



## ういずサービス（在宅福祉サービス）

内容	高齢者や障害のある方などが、住み慣れた地域で安心して暮らせるように、地域の方々の協力を得て、有料で家事援助などのサービスを提供しています。		
対象者	下記のいずれかに当てはまる方 ・市内に住み援助を必要とするおおむね65歳以上の方 ・心身に何らかの障害のある方 ・ひとり親家庭の世帯 ・産前産後、病気やけがの方		
利用手続き	登録が必要      登録の申し込み → 電話または来所によりできます。		
サービス 内容、料金	会費：月額	1,000円	
		利用料金(1時間あたり)	
	内容の例示	午前9時～午後5時	午前7時～午前9時 午後5時～午後9時
	食事の支度・後片付け 洗濯 布団干し 掃除・整理整頓 買い物・薬とり 話し相手 外出の付き添い 見守り その他	800円  <small>※ただし、1時間を超えた場合、 30分ごとに400円加算</small>  (交通費別途)	1,000円  <small>※ただし、1時間を超えた場合、 30分ごとに500円加算</small>  (交通費別途)
	※日曜・祝日は 1時間あたり 1,000円となります。		
申請先	八王子市社会福祉協議会 〒192-0063 八王子市元横山町 1-29-3 八王子市ボランティアセンター内 TEL042-649-5010 FAX042-648-6332		